

伊賀市立成和東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに児童が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方 等)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を受けるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。という基本認識を全教職員が持ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(いじめが「解消している」と判断するための要件)

以下の要件を満たしたときに、いじめが「解消している」と判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめ防止のための組織

(1) 成和東小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、校長、教頭、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(開催時期) 各学期1回(必要なときは適時)

(機能) いじめ問題に関わる年間計画を作成する。
いじめ防止に関する取組の検証を行う。
いじめ事案に対する対応の検討を行う。 等

3 学校におけるいじめの防止等のための具体的な取組

(1) いじめの防止

ア マニフェスト、学校経営方針から

・いじめは、相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを理解させる。

イ 人権・同和教育の取組、仲間作りの取組

- ・児童が自分に誇りや自信を持つことができる教育内容の創意工夫を図り、一人一人を大切にし、それぞれの違いを認め合い、高まりあう集団を育てる。
- ・一人一人の課題に向き合い、子どもが互いを支え合いつながり合っていく取組を進める。
- ・子どものくらしの中にある問題を仲間とともに解決していくことを通して、いじめを許さない集団をつくり、実践していく力を培う。
- ・子どものくらしを見つめさせ綴らせる。
- ・縦割り班活動の充実、自分たちの生活の見直しなど、お互いをよく知り合える集会活動に取り組ませる。

ウ 社会性やコミュニケーション能力の育成

- ・「おはよう」や「ありがとう」等の挨拶が進んでできるようにする。
- ・学級活動や縦割り班活動を充実させ、友だちのよさを見つけ、お互いに高め合う力を育てる。
- ・積極的に人のための活動(トイレのスリッパそろえ等)をする児童を育てる。
- ・授業で書く活動を大切にし、考えをまとめたり自分の気持ちを表現したりする力を高める。

エ 自尊感情・自己有用感・自己肯定感の育成

- ・一人一人の児童のよさを認め、児童が存在感、充実感をもって学校生活を送れるように指導する。

オ 児童会の取り組み

- ・児童会活動、学校行事などの特別活動の様々な教育活動を通して、子どもどうしのつながりをつくり、楽しい活動の場にするように努める。
- ・毎月、目標を決め、学校生活が生きがいのある充実したものになるようにする。

カ いじめ問題に関する職員の資質向上

- ・いじめ防止等のための対策に関する本校における教職員の資質能力の向上に必要な研修を実施する。

キ 保護者・地域・いじめ問題相談員との連携

- ・授業参観や懇談会、通信、HP 等で、いじめ防止対策や対応について啓発を行い、保護者やいじめ問題相談員と連携し、家庭や地域での見守りを願います。

(2) いじめの早期発見

ア いじめについてのアンケート調査の実施

児童対象 年3回（5月、9月、1月）

保護者対象 年1回（12月）

- ① 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施する。
- ② 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。（アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分に考慮して実施する。）
- ③ アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

イ 教育相談の実施

・児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

- ① 担任等による定期的な教育相談 年3回（7月、12月、2月）
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ問題相談員の活用
- ④ ふれあい教室・伊賀市青少年センター等、相談窓口の活用

ウ 日常的な生活ノート・日記帳、家庭訪問

- ・児童の作文や日記等から児童の生活や思いを把握する。
- ・家庭訪問等を随時実施し、保護者の思いや児童の実態把握に努める。

エ 教職員の情報共有体制

・月1回以上、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。

オ インターネット等を介して行われるいじめの対策

インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるよう

に、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会を実施する。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ問題にかかわる児童の安全確保

いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラーを児童にあてる。

イ 教職員の情報共有体制（職員会議、校内研修）組織的対応の確立

いじめの発見・通報、相談のあった場合、成和東小学校いじめ防止対策委員会において情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、取り組む体制をつくる。

ウ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

エ 関係機関・専門機関との連携

いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあると認められるとき、緊急の成和東小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。（児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む）

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。